

調 査 対 象 及 び 調 査 事 項

機械修理業及び電気機械器具修理業について

1. 調査対象

- (1) **「機械修理業(電気機械器具を除く)」の調査対象**は、顧客の要請に応じて、①一般機械の修理、②建設機械及び鉱山機械の整備修理の業務を営む事業所である。
- (2) **「電気機械器具修理業」の調査対象**は、顧客の要請に応じて、電気機械器具の修理業務を営む事業所である。
- ただし、次のような業務を行う事業所は調査の対象としていない。
- ①修理する商品と同種の商品を製造する事業所(製造業)
 - ②修理する商品と同種の商品を販売する事業所(卸売・小売業)
 - ③自動車整備業
 - ④衣服修理業
 - ⑤船舶修理業、鉄道車両改造修理業(鉄道業の自家用を除く。)、鉄道業の鉄道車両修理工場、航空機オーバーホール業
 - ⑥時計(電気時計を含む。)の修理を行う事業所

2. 調査事項

- (1) **事業所数**は、調査結果(平成 30 年 7 月 1 日現在)の母集団数である。
- 事業所のうち、「**単独事業所**」とは、他の場所に同一経営の本社・本店や支社・支店、営業所などを持たない事業所。
- 「**本社**」とは、他の場所に同一経営の支社・支店、営業所などがあり、それらのすべてを統括している本社・本店の事業所。「**支社**」とは、他の場所にある同一経営の本社・本店の統括を受けている支社・支店、営業所などの事業所。
- なお、**該当事業所数**とは、当該項目に記載のあった事業所数をいい、集計事業所数の内数である。調査事項によっては、複数の項目に記載している事業所が存在しているため、事業所数を「該当事業所数」で表記している。
- (2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を営むもののうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「**会社**」、前記以外のものは「**会社以外の法人・団体**」(外国に本社・本店がある外国の会社を含む。)である。また、「**個人経営**」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む。)
- (3) **資本金額(又は出資金額)**は、平成 30 年 7 月 1 日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。
- (4) **事業所の系統**の区分は、以下のとおり。
- ①「**設備メーカーの系列企業**」は、機械設備、電機設備、計装設備等の製造・販売を行う企業の系列企業が該当する。
 - ②「**設備ユーザーの系列企業**」は、機械設備、電機設備、計装設備等を利用し、生産活動を行う企業の系列企業(輸送機関、電力系統等の大口需要者等)が該当する。
 - ③「**その他(独立系)企業**」は、設備メーカー、設備ユーザーとは関連のない企業が該当する。

(5) **従業者数**は、平成 30 年 7 月 1 日現在の数値。

- ①**従業者数**とは、事業所に所属している者で、当該業務(機械修理業務若しくは電気機械器具修理業務をいう。)以外の業務の従業者及び、他の会社(企業)など別経営の事業所へ出向・派遣している者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者(送出者)を含み、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者(受入者)を含まない。

雇用形態別項目区分は、以下のとおりである。

ア「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」、「**有給役員**」、「**常用雇用者**」、「**臨時雇用者**」

- a「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」のうち、**個人業主(個人経営の事業主)**とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの事業所に従事している者。**無給の家族従業者**とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している者。
- b「**有給役員**」とは、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で、報酬や給与を受けている者。
- c **常用雇用者**とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者、又は 1 か月を超える期間を定めて雇用されている者」又は「平成 30 年 5 月と 6 月にそれぞれ 18 日以上働き、平成 30 年 7 月 1 日現在も雇用されている者」で、「一般に正社員、正職員と呼ばれている者」、「パート・アルバイトなど」に区分される。
- ・「**一般に正社員、正職員と呼ばれている人**」とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員と呼ばれている者。
 - ・「**パート・アルバイトなど**」とは、「一般に正社員、正職員などと呼ばれている人」以外で「嘱託」、「パート」、「アルバイト」又はそれに近い名称と呼ばれている者。契約社員もここに含まれる。
 - ・「**就業時間換算雇用者数**」とは、「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1 週間分)を所定労働時間(1 週間分)で除して算出した人数。
- d「**臨時雇用者**」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1 か月以内の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者。

イ「**総計のうち、別経営の事業所に派遣している人**」とは、事業所の従業者(2. (5))のうち、他の会社など別経営の事業所に出向・派遣している者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者。

- ②「**総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人**」とは、当該事業所に他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者(受入者)。

(6) **事業従事者数**は、平成 30 年 7 月 1 日現在の数値。

事業従事者数とは、事業所の従業者(2. (5))から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数の計。

- ①**主たる業務の部門別事業従事者数**は、主たる業務(本編では、機械修理業務若しくは電気機械器具修理業務のうち、年間売上高が多い業務をいう。)に従事する下記の部門別の事業従事者数をいう。

ア「**管理・営業部門**」とは、一般に、総務、企画、人事、経理、予算、営業などの業務及び、主たる業務の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達などの業務に従事する者。

イ「**機械部門**」とは、技術部門のうち、機械設備関連の業務に従事する者。

ウ「**計装部門**」とは、技術部門のうち、計装設備関連の業務に従事する者。

エ「**情報処理部門**」とは、技術部門のうち、情報処理関連の業務に従事する者。

オ「**検査部門**」とは、技術部門のうち、修理後の製品確認等、検査関連の業務に従事する者。

カ「**その他部門**」とは、技術部門のうち、前記以外の業務に従事する者。

キ「**その他**」とは、前記以外の業務に従事する者。

②うち、別経営の事業所から派遣されている人は、上記部門別事業従事者数のうち、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は下請けとして働いている者。

(7) **年間売上高**は、平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間又は調査日に最も近い決算日前の 1 年間に得た事業所全体の売上高及び業務別(「機械修理業務」、「電気機械器具修理業務」及び「その他業務」)の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高(事業収入額)に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含まない。

なお、本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供については、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を当該年間売上高とする。

(8) **業務種類別**の区分は、以下のとおり。

〈機械修理業務〉

①「**一般機械器具(建設・鉱山機械器具を除く)**」とは、建設・鉱山機械器具を除く一般機械器具の修理業務をいう。具体的には、ボイラ、原動機、農業用機械(農業用トラクタ、耕耘機など)、金属加工機械(切削加工機械、プレス・鍛造機械など)、繊維機械(紡績機械、染色整理仕上機械、縫製機械など)、特殊産業用機械(食品機械、木材加工機械、製紙機械、印刷・製本機械、鋳造機械、プラスチック加工機械、半導体製造装置、真空装置など)、一般産業用機械(ポンプ、空気圧縮機・送風機、エレベータ・エスカレータ、荷役運搬設備、工業窯炉、化学機械など)、事務用・サービス用・民生機械器具(事務用機器、冷凍機・温湿調整装置、娯楽機械、自動販売機など)、その他(消火装置、包装・荷造機械、産業用ロボットなど)等の修理業務をいう。

②「**輸送用機械器具(自動車・同附属品を除く)**」とは、航空機整備、産業用運搬車両(フォークリフトなど)修理等の自動車を除く輸送用機械器具の修理業務をいう。

③「**精密機械器具(時計を除く)**」とは、計量器・測定器・分析機器・試験機、測量機械器具、医療用機械器具、理化学機械器具、光学機械器具(写真機、映画用機械、望遠鏡など)等の時計を除く精密機械器具の修理業務をいう。

④「**建設・鉱山機械器具**」とは、ロードローラ、コンクリートミキサ、破碎機、選別機、建設用クレーン、建設用ショベルトラック等の建設・鉱山機械器具の修理業務をいう。

⑤「**その他**」とは、電気機械器具を除く上記以外の機械器具修理業務をいう。

〈電気機械器具修理業務〉

①「**電気機械器具**」とは、電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電及び利用を行う機械器具(電子計算機と通信機械器具を除く。)の修理業務をいう。具体的には、発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具(発電機、電動機、変圧器類、電力開閉装置、配電盤、電力制御装置、配線器具、電気溶接機、内燃機関電装品など)、民生用電気機械器具(ちゅう房機器、空調・住宅関連機器、電気洗濯機、衣類乾燥機、電気掃除機など)、電球・電気照明器具、電子応用装置(X 線装置、医療用電子応用装置、電子顕微鏡など)、電気計測器、工業計器、医療用計測器等の修理業務をいう。

②「**情報通信機械器具**」とは、通信機械器具及び関連機器、映像・音響機械器具、電子計算機及び附属装置の修理業務(ATM装置等)をいう。

③「**その他**」とは、上記以外の電気機械器具修理業務をいう。

(9) **発注元別**の区分は、以下のとおり。

①「**親会社**」とは、自社の親会社(議決権の 50%超を所有している会社)からの発注。

②「**親会社以外**」とは、自社の親会社以外の法人からの発注。

③「**個人**」とは、法人ではなく個人からの発注。

(10) **業務種類別**の区分は、以下のとおり。

①「**日常保全**」とは、日常保守点検、1 日～2 日の計画修理等。

②「**定期修理**」とは、シャットダウンメンテナンス、設備を一定期間停止して行うメンテナンス。

③「**保守契約**」とは、年間一括保守等。

④「**スポット**」とは、突発故障や事故の対応等。

⑤「**その他**」とは、前記以外の修理業務。

(11) **契約種類別**の区分は、以下のとおり。

①「**請負方式**」とは、積算を根拠に契約金額を決定するものをいう。(見積もり方式)

②「**人工方式(マンアワー)**」とは、施工人工×単価で契約金額を決定するものをいう。

③「**設備単価方式**」とは、人数・人工にかかわらず対象設備ごとに契約金額を決定するものをいう。

④「**その他**」とは、前記以外の方法で契約金額を決定するものをいう。

(12) **年間営業費用**は、平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間又は調査日に最も近い決算日前の 1 年間の事業所全体の「給与支給総額」、「外注費」、「減価償却費」、「賃借料(「土地・建物」、「機械・装置」)」及び「その他の営業費用」の計(消費税額を含む。)。

①「**給与支給総額**」は、1 年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額(税込み)。

なお、営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト等」、「臨時雇用者」の給与、当該事業所で主として「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている者)」の給与を含む。

②「**外注費**」は、業務の一部又は全部を委託若しくは下請けなどの形式で外注した場合の費用で、この外注費には本社・支社・営業所間の同一企業内取引も含む。

③「**減価償却費**」は、取得価額が 10 万円以上の建物、機械・設備・装置、無形固定資産(ソフトウェア等)などの償却費の額。

④**賃借料**は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の 1 年間の賃借料の額。

ア「**土地・建物**」は、土地・建物を借りて業務を営んでいる場合の、この 1 年間の賃借料。管理費などの共益費、月極駐車料金も含む。

イ「**機械・装置**」は、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」などの 1 年間の賃借料の額であり、「情報通信機器」と「その他」に分かれる。

- ・「情報通信機器」は、有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコンなどの賃借料の額。
- ・「その他」は、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置の賃借料の額。

⑤「**その他の営業費用**」は、上記①～④以外の営業費用で以下のものである。

荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、「土地・建物」及び「機械・装置」以外の賃借料など。

(13) **年間営業用固定資産取得額**は、事業所において平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間又は調査日に最も近い決算日前の 1 年間に取得した有形固定資産（「機械・設備・装置」、「土地」、「建物・その他の有形固定資産」）及び無形固定資産の額（消費税額を含む。）。

①「**機械・設備・装置**」は、耐用年数 1 年以上で取得価額が 10 万円以上の情報通信機器、工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入費用。

②「**土地**」は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。

③「**建物・その他の有形固定資産**」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産などの購入費用。

④「**無形固定資産**」は、借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など物的な存在形態を持たない固定資産（法律的权利又は経済的权利）の購入に要した費用。